

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

令和3年6月21日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民年金事務
事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書受付 3.結果入力 法廷免除の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書受付 3.結果入力 所得情報提供 1.提供依頼 . 住民税参照 . 情報提供 基礎年金(老齢・障害・遺族等), 未支給, 死亡一時金, 寡婦年金の裁定請求受付 その他上記に関する業務
システムの名称	国民年金システム, 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 国民年金宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	[照会] ・番号法第19条第8号 別表第二 第16, 27, 45, 62, 75, 94, 108, 110, 116項 [提供] ・番号法第19条第8号 別表第二 第48項, 50, 84, 91, 92, 101, 111, 112項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	生活環境部保険年金課
所属長の役職名	生活環境部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険年金課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活環境部保険年金課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長	保険年金課長 細谷 浩之	保険年金課長 豊崎 康弘	事後	人事異動に伴う変更のため、 重大な変更には当たらない。
平成30年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長	保険年金課長 豊崎 康弘	保険年金課長 武川 俊郎	事後	人事異動に伴う変更のため、 重大な変更には当たらない。
令和1年6月28日	リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	令和元年6月13日	事後	
令和3年6月21日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二	【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う変更